

一三三 「オーストラリア」ニ於ケル本邦移民排斥問題 三一三

四五八

インガム

イニスフエール

マッケー

タウンスヴキール

合計

六八
四五
五三
二
三五五

「クインスランド」州糖業地方在留者ハ広漠ナル前記ノ諸

地方ニ散在シ其内日本人会ノ設アルハ「ケーンス」及「マッケー」ノ二地ニ止リ其他ノ地方ニハ団体的ノ組織ナキカ

故ニ免除証書出願者ノ統計調査ハ当館ニ於テ有ラユル手段ヲ尽シタルニ拘ラス其精数ヲ得難ケレトモ同地方在留者ノ

総数四百人ヲ超ユルコト多カラサル見込ニテ其内ニハ小商人洗濯業者等ヲモ含ミ居ルノ事実ニ顧ミ且ツ各自ヨリ当館ニ愁訴シ来レル者ノ実数ニ依リテ案スルニ免除証書ヲ出願シテ拒绝セラレタル者ノ数ハ約四十人ト見テ大差ナカルヘ

ク是等ハ何レモ一旦他業ニ転シタルモノナレハ本件ノ解決ハ日本人ノ閑スル限り意外ノ好成績ヲ得タル次第ニ有之候序ヲ以テ右等在留民ノ状態ヲ述フレハ其現状言フニ忍ヒサルモノアリ即チ彼等ノ大多数ハ単身放縦ノ行動ヲ致テシ酒色ニ溺レ賭博ニ耽リ日給八志乃至拾志（四五円）ヲ得ルニ

拘ハラス貯蓄ノ念ニ乏シクシテ概ネ之ヲ浪費シ言行賤劣ニシテ喧嘩争闘ノ振舞多ク警察官ヲ煩ハスコト決シテ珍ラシカラスシテ当国人ノ嫌厭スル所トナル間々本邦有識ノ旅行者ナド其有様ヲ見兼ネ説諭ヲ加フルモ却テ反抗ヲ招キ迷惑シタル実例サヘ有之当館ヨリ発スル論告ノ如キモ格別ノ実効ヲ奏セサルモノ、如ク遺憾ノ至リナリ
右及具報候 敬具

事項一四 「ペルー」移民雜纂

一 森岡移民合名会社扱関係

二 東洋移民合資会社扱関係

ニシキ及進達候也

（別紙）
註 日本外交文書大正二年第一冊一五七文書

秘露契約移民逃亡ニ閑スル始末書

弊社取扱秘露国行契約移民ニシテ大正二年六月安洋丸便（八月二日「カリヤオ」着）「カニエテ」耕地行參百六拾

名及八月紀洋丸便（十月二日「カリヤオ」着）「カニエテ」

耕地行百六拾四名「バラモシガ」耕地行四拾七名中「カニエテ」耕地行移民多数逃亡ノ件ニ閑シ御示達ノ趣敬承仕候

近來再々撰択方ニ閑シ御示達相成弊社ニ於テモ右撰択方ニ

関シ各地方代理人ニ嚴重ニ注意致居リ漸次改良ノ緒ニ就キ

居リ候際管テナキ多数ノ強行逃亡者ヲ出シ候ハ該移民ノ大

部分ヲ鹿児島県ニ採リ候ト右募集代理人ノ採用日浅ク事務不熟練ナリシ等ノ關係モ有之候得共撰択不充分ナリシコト

シ将来ノ取扱上ニ就キ嚴重戒告致置候処別紙始末書差出候

進第三九号ノ二

（一月十七日接受）

大正三年一月十六日

警視總監 安樂兼道（印）

外務省通商局長 坂田重次郎殿

客年十二月二十七日附通送第七二四四号ヲ以テ秘露国行契約移民逃亡始末ニ閑スル御申越ノ件了承森岡移民会社ニ對

シ将来ノ取扱上ニ就キ嚴重戒告致置候処別紙始末書差出候

一四 「ペルー」移民雜纂（一） 三四

四五九

過般「カニエテ」耕地行移民中鹿児島県人ヲ多数ニ募集シタルハ同耕地ハ英國製糖会社ノ所属ニ有之弊社秘露移民開始以来ノ顧客ニ有之且又現今弊社契約耕地中頗ル大規模ノモノニ属シ該会社亦大ニ本邦人ヲ歓迎シ同社労働者ノ大部分ハ本邦人ニ有之毎回ノ契約数亦数百ニ上リ居り候ニ付右注文ニ応ズル為メ多数集團的移民ヲ募集セントシ當時鹿児島県ハ沖繩県ト共ニ伯刺西爾移民ニ失敗シ居り候モ秘露ニ於テハ沖繩県人ハ成績良好ナルト嘗テ鹿児島県人ヲ一時ニ百数十人ヲ渡航セシメタルコトモ有之候得共何等ノ故障モ無之ノミナラズ伯刺西爾ニ於テハ先着移民ニ于テ逃亡勧誘ニ関シ頗ル大仕掛ノ設備有之候由ニ候得共秘露ニ於テハ特ニ右様ノモノモ無之而シテ目下本邦人ノ發展地トシテハ重ニ南米方面ノ囁望セラル、今日伯刺西爾ニ渡航ノ途ヲ失ヘル彼等ハ必ズヤ前轍ヲ踏ムノ愚ヲ為サミルベク且又同県人ハ特殊ノ團結力ヲ有シ候ヲ以テ多数移民ノ供給ヲ要スル場合ニ於テ伯刺西爾方面ニ發展シ能ハザル多数ノ希望者ヲ満足セシムルト同時ニ鹿児島県人ト雖トモ必ズシモ移民ガ逃亡ノ素質ヲ具ヘ居ル次第ニモ無之候間該勢力ヲ利用シ一部ノ地盤ヲ作リ逃亡防止ノ一助トナサン希望ニ外ナラザリシ

右逃亡ニ閑スル始末書如斯ニ御座候也

追テ秘露ニ於ケル報告ハ領事御報告ト大差無之候間省略仕候也

大正三年一月十四日

東京市京橋区山城町四番地
森岡移民合名会社

代表社員 保田龜太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顕殿

三一五 一月二十八日
(在リマ森領事ヨリ)
牧野外務大臣宛

森岡移民会社及「ベル」国「サン、アグス
チン」農業会社間ノ移民供給契約許可方稟請
ノ事情報告ノ件

(三月十六日接受)

大正三年一月二十八日

在里馬

領事 森 安三郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顕殿

森岡移民合名会社、「サン、アグスチン」農業会社間移民

一四 「ベル」 移民雑纂(一) 三一五

次第二有之候且逃亡防止ニ関シテハ十有余年苦心經營シ來レル秘露移民ノ地盤ニ動搖ヲ来タシ将来日本移民ノ發展ニ大影響ヲ及ホス次第ニモ有之加之元來營利会社ノ事ニ有之候間直接多大ノ利害關係モ有之候次第ニ付不斷本文店協力シテ之レガ防止策ヲ研究シツ、有之候ノミナラズ各地方代理人ニモ募集ノ都度嚴重ニ注意致シ前記參百六拾人ノ移民得共意外ニモ事弊社ガ期待セシ処ト反対ノ結果ヲ見ルニ立至リ九月十日突如逃亡ノ旨及鹿児島県移民募集中止ノ飛電ニ接シ候間直ニ鹿児島県ノ募集ヲ中止シ同時ニ八月出帆紀洋丸ニ百余名ノ鹿児島県移民ヲ乗船セシメタル旨同月十一日附ヲ以テ打電シ之レガ逃亡防止ノ策ヲ講ゼシメ候モ失敗ニ終リ再び逃亡者ヲ出スニ至スニ至リ候事甚ダ遺憾ニ堪ヘザル次第ニ有之候尤モ今回ノ如キ多数ノ強行逃亡者ヲ出シ候ハ鹿児島県人ノ特殊ナル團結力ヲ利用シ之ヲ煽動シタルモノアルニ対シ他県移民ノ附和雷同シタルモノニ有之候間将来募集方法ヲ改善シ猶一層撰択ヲ嚴重ニシ再び失態ヲ重ネザル様充分注意可致候也

供給契約ニ關シ森岡ヨリハ純農ノミヲ精選スペキニ付許可アリ度旨申立居ルモ同社取扱移民先般ノ失態ニ顧ミ此際暫ク本件ヲ許可セザルヲ可トセザルヤ愚見回電方昨日貴電第一号ヲ以テ御申越相成致敬承候右ハ本日抽電第一号ヲ以テ移民着後ノ成績如何ニ依リ今後ノ新契約ニ對スル許否ヲ決スルコトトシ本件ハ御許可アリ度ク但シ本耕地ハ都府ニ近ク最モ嚴重ノ選択ヲ要スル旨及答申置候處更ニ右説明旁茲ニ詳細ノ事情及具申候

抑モ當國ニ於テハ現時産業ノ發達未ダ著シカラズ東部森林地方並ニ中部山岳地方ニ於テモ護謨採集鉱山發掘等多少ノ事業ナキニアラザルモ主タル産業ハ海岸地方ニ於ケル河川ノ流域ニ發達セル甘蔗、棉花、米等ノ耕地並ニ石油採掘事業等ニシテ從來本邦移民ノ勞働セルハ多クハ此等甘蔗及棉花ノ耕地ニアリ、而シテ此等ノ耕地ニアリテハ或ハ専ラ當國土人ノミヲ使役セルアリ或ハ黒人並ニ本邦人ヲ混用セルアリテ其本邦人ヲ使用スル理由タル勤勉ニ且シ技倅勝レタルニモ依ルト雖モ又土人勞働者ハ多クハ山間地方ニ於ケル農耕ノ余暇短期契約ノ下ニ耕地ニ來リテ勞働シ満期後ハ再ビ郷里ヘ帰還スルヲ例トスルヲ以テ間断ナキ勞働ヲ要ス

ル耕地ニアリテハ不便不尠去逆諸般ノ設備不完全ニシテ殺風景極マル當國耕地ニ現時ノ如キ低廉ナル賃銀ヲ以テ歐洲労働者ヲ誘入スルガ如キハ殆ンド不可能ノコトニ属シ而カモ支那人ハ既ニ入國禁止ノ状態ニアレバ今日ノ所結局本邦移民ヲ入ル、ヲ最モ便益トスルモノ、如ク、唯前述ノ通り産業ノ發達著シカラズ且ツ国内土人労働者ノアルアリテ本邦移民ニ対スル需用ニハ自ラ限度ナキヲ得ズ、殊ニ競争者ノ地位ニアル土人等ノ本邦移民ニ対スル態度ノ如キ最モ顧慮ヲ要スル所ナリ而シテ本邦移民ニ対スル當國有力者間ノ意向ヲ察スルニ耕地労働者トシテハ之ヲ歓迎スルモ其ノ耕地ヲ出テ、都市ニ集來シ諸般ノ小商業ニ從事スルコトハ他日紛擾ヲ惹起スルノ素因ヲナスモノトシテ之レヲ悦バザルモノノ如シ

以是本邦移民中既ニ比較的多数ノ都市居住者ヲ見ル今日此上更ニ都會生活ヲ希望スル新移民ヲ統々移入シテ耕地ニ於ケル本邦労働者ノ声価ヲ失墜シ又都市ニ於テ本邦人ノ体面ヲ毀損シ国人ノ反感ヲ招クガ如キハ最モ警戒ヲ要スル所ナルガ昨年十月二十七日附拙信公第六二号末段ニモ申述置タルが^註通近時各耕地ニ於テハ漸次諸般ノ改良ヲ施シ賃銀モ確實

ニソル二十仙以上ヲ支払フ様相成且ツ事業ノ拡張ヲ計リ從テ労働者ノ必要ヲ感ズル結果從来本邦移民ヲ使用シ来る耕地ハ勿論新耕地ニ於テモ新ニ契約ヲ締結シテ本邦移民ヲ入レントスル傾向アルヲ以テ充分之レガ配布ニ注意シ且ツ其選択ヲ励行スルニ於テハ今後尚多数ノ本邦移民ヲ容ル、余地ハ有之モノト思考致サレ候唯之ガ募集ニ際シ專ラ耕地ニ從事スペキ者ノミヲ選択スルニアラサレバ縱令何等カノ方法ニ依リ契約期間丈ハ耕地ニ留マランムルコトヲ得ルトスルモ早晚都府ニ出ツルニ於テハ結局從前ト同様ノ結果ヲ見ルニ至ルベク候

然ルニ移民取扱人ニ取リテハ其周旋ニ係ル移民ニシテ永ク定住シテ耕地労働ニ從事スルニ於テハ労働者ノ需用ニ自ラ限度アル事情ニ顧ミ将来新契約ニ依リテ収益ヲ得ルノ機会ヲ減スルノ不利益アリ且当地ニ渡航スルニハ移民ハ各自二百円内外ノ入費ヲ負担セサルベカラサルヲ以テ之ヲ全然純農中ヨリ募集セントセバ多少ノ困難アルベク、從テ移民取扱人ガ果シテ此等ノ不利益ヲ忍ビ尚且ツ誠実ニ移民ノ精選ニ努力スベキヤ聊疑ナキ能ハズはレ從来屢次其筋ヨリ純農精選ノ嚴達ニ接シ居ルニ拘ラズ依然之ヲ實行セザル所以ニ

アラザルナキヲ保スペカラズ從テ相當制裁ヲ加フルニアラザレバ到底彼等ヲシテ募集上移民ノ精選ニ努メシメ又到着後之ガ監督保護ノ責務ヲ尽サシムルコト能ハサルベク、貴電ノ御主旨亦此ニ在ルモノト恐察致候美ハ本契約証認後森岡代理人ヨリ右証認ノ趣本省へ電報方願出タルモ先般ノ失態ニ顧ミ此際同社ニ対シ或ハ何等御訓達若シクハ御处分可有之ト思考セシラ以テ之ヲ聽許セザリシモ再三ノ依頼ニ依リ前記公第六二号拙信到着ノ時機ヲ見計ヒ昨年十二月十三日ニ至リ右依頼ニ応ジ及電報タル次第ニ有之候而シテ本「サン、アグスチン」耕地ハ拙信並ニ拙電ニモ申述置タル通里馬及び「カヤオ」ニ近接シ居リ移民逃亡上至便ノ地位ニアルモ一面ニ於テ当館並ニ森岡ニ於テ移民ノ状態ヲ監視スルニモ亦極メテ便宜ナルヲ以テ果シテ森岡ニ於テ此際移民ノ募集上嚴重ナル選択ヲ実行スルヤ又當地代理人ニ於テモ誠実ニ其責務ヲ尽シ良好ノ成績ヲ挙グルコトヲ得ルヤ、將又移民ヲ精選スルモ尚且ツ逃亡ハ免レサルモノナルヤ等ヲ実験スルニ格好ノ場所ト思考セラレ且ツ本耕地ニ対シテハ小官視察ノ際不完全ナル点ヲ指摘シテ其改良ヲ促シ其後耕主ヨリハ改メテ書面ヲ以テ之ガ實行方申越シ人間敷思考致候

尚先年東洋移民会社取扱ノ「サンホーワ」耕地移民モ着後ノ成績甚ダ宜シカラズ、當時本社ニ於ケル移民選択ノ粗漏ナリシハ勿論當地代理人ニ於テモ監督保護上充分其責務ヲ尽サザリシャニ聞及居候ニ付同社ニ於テモ今回新ニ移民發得

一四 「ペル」 移民雑纂 (一) 三一六

四六四

送ノ折柄森岡移民ノ失態ニ鑑ミ之ニ対シテモ予メ同様御警告方不堪希望候

右及具申候 敬具

註 日本外交文書大正二年第一冊一五三文書

(別紙)
森岡移民合名会社取扱移民配置表
大正三年二月五日カヤオ港着

三一六 二月十六日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛
森岡移民会社及東洋移民会社取扱移民到着二

付報告ノ件

公第四号 大正三年二月十六日

(四月十三日接受)

大正三年二月十六日 在里馬 領事 森 安三郎 (印)

外務大臣男爵 牧野伸顕殿

移民取扱人森岡移民合名会社取扱第二十八回移民男女六拾六名外携帶兒三名並ニ東洋移民合資会社取扱男女百名本月五日カヤオ港着安洋丸ニテ到着別表ノ通り夫々カニエテ耕地、モケグア耕地及サンホセ、イ、スー^トテ耕地ニ輸送セラレ候

右及報告候 敬具

山口県	一二	一	一三
沖縄県	一	一	一
計	九二	五	一〇〇
	八	五	一〇〇

合計百名携帶兒無シ

三一七 二月十八日 谷口鹿児島県知事ヨリ
坂田通商局長宛

「ペル」著後逃亡セル本邦移民ノ募集當時ノ状況回報ノ件

保発第四七八号 (二月二十一日接受)

大正三年二月十八日

鹿児島県知事 谷 口 留五郎 (印)

外務省通商局長 坂田重次郎殿

(註一) 客年十二月二十七日付通送第七二四五号ヲ以テ御申進ニ係

ル右ノ件本県ニテハ秘密國行契約移民ハ農業從事ノ目的ナルヲ以テ農業ニ経験アル者ニ限り許可スル方針ニテ募集從事ノ移民取扱人業務代理人ニモ篤ト注意ヲ与ヘテ募集ヲ為

サシメ関係警察署長分署長ヘモ注意シテ募集者ノ身元調査ノ確実ヲ期シ客年六月及八月ニ許可シテ出発セシメタル者

(註二) 別紙ノ通ニテ農業ノ経歴ナカニ為却下シタルモノモ多數有

「ペル」移民雑纂 (一) 三一七 三一八

公第十号

森岡移民会社ト「ペル」国「ツマン」農業
会社外三者トノ移民供給契約証認ノ件

(四月二十四日接受)

四六五

耕 地 名	上陸地	県名	男
カニエテ耕地	セロ・ア	熊本県	七
モケグア耕地	イロ・港	山梨県	二五
合計	計	計	一四
サン・ホセ・ イス・テ耕地	サマンコ港	福岡県	三三
岡山県	三重県	愛知県	二二
滋賀県	岐阜県	岐阜県	二二
広島県	一八	一五	一五
	一〇	六	六
	一一	一	一
一九	一〇	五	五
	二	二	二

大正三年三月十四日

在里馬 領事 森 安三郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顕殿

領事

森

安三郎(印)

森岡移民合名会社對「ツマン」農業会社、「ラレード」耕地主「ホセ、イグナシオ、チヨピテア」、「カサグランド」製糖会社、並ニ「チクリン」耕地主「ラルコ、エレラ」兄弟商会間移民契約証認之件

一、「ラムバエケ」州「チクラヨ」郡「チクラヨ」原野所在「ツマン」及「カルーペ」耕地所有主「ツマン」農業会社へ七ヶ月間ニ本邦移民独身男子百名及夫婦五十組合計二百名ヲ供給スベキ客年十月十五日附契約

本契約ハ之ヲ客年十二月五日附森岡移民合名会社對「パラモンガ」農業会社ノ契約ニ比較シ相違ノ条項ヲ列挙スルコト次ノ如シ

第一条ニ於テ移民ノ供給期間ヲ七ヶ月トシ独身男子百名夫婦五十組トセルコト並ニ右独身男子ハ耕地支配人ノ判断ニヨリ先づ甘蔗刈込若クハ其積載ニ使用セラルベキコトヲ特

他ノ理由」ナル文字ヲ附加セリ

第二十一条ハ追加条項ト認ムベキモノニシテ夫婦移民ガ其兒女ヲ携帶渡航スル場合ニ於テハ其数二名ヲ超エザルベク又其結果耕主ニ於テ何等金員ノ交付其他ノ義務ヲ負ハザルベキコトヲ規定セリ

右ノ外全然同様ニシテ何等差異ノ点ヲ認メズ

同耕地ハ明治三十六年五月二十二日森岡トノ間ニ始メテ移

民供給ノ契約ヲ締結シタルモノニシテ其結果同年八月契約移民百三十二名(男百十七名、女十五名)自由移民百十一名(男百七名、女四名)ノ入耕ヲ見タリシガ當時耕地支配人及監督ノ処置寛大ニ失シ為ニ移民ノ規律紊乱シ遂ニ三十八年ニ至リ本邦人間ニ殺傷事件ヲ惹起シタル結果耕地側ノ嫌惡ヲ招キ四ヶ年ノ契約期間ヲ完了セズシテ遂ニ三十八年七月解約セラレ全部「カニエテ」耕地へ転住スルノ不幸ナル結果ニ終リタリ

當時森岡ハ一旦収納シタル手数料ノ一部ヲ耕主ニ返還スベキモノタリシニ係ラズ爾來其義務ヲ果サリシ為メ今回契約ノ成立ニ際シ前記ノ通り百名ニ対スル手数料ヲ辞退シ負債ノ償却ヲナスニ至リタル次第ナリ

ニ規定セリ

第二条ニ於テ年齢ノ制限、身体健全及品行方正等ノ諸点ヲ特ニ男子ニ対シテ制限セリ

第八条ニ於テ監督ヲ二人一種トシ首度監督ハ最初一ヶ月月俸十二磅、次席監督ハ同六磅ヲ受ケ次年度ヨリ年々首席者ハ一磅次席者ハ八「ソル」宛ノ増給ヲ受クベキコトヲ規定セリ

第九条ニ於テ森岡ニ対スル移民周旋料ハ從来ノ通リ一人二磅半トシ移民ノ引渡ト同時ニ其支払ヲナスベキコトヲ規定スレドモ前契約(明治三十六年五月二十二日附)ノ際耕主ノ蒙レル損害ノ賠償トシテ森岡ハ今回供給ノ二百名中單ニ百名ニ対シテノミ前記ノ手数料ヲ申受ケ他ノ百名ニ対シテハ之ヲ辞退スベキコトヲ規定セリ

第十条ニ於テ到着港ヲ「エテン」港トシ移民搭載船ガ「カヤオ」又ハ「エテン」港ニ於テ検疫ヲ受クル場合ニ於テハ耕地主ハ森岡ニ対シ移民一人ニ付五十仙宛ヲ支払フベキコトヲ規定シ猶公衆衛生「其他ノ理由」ニヨリ全員ノ上陸禁止セラレ然シテ該船ガ他港ニ向ハザルベカラザル場合ニ到達セルトキハ其仕払義務ヲ免ルベキコトヲ規定シ即チ「其

右耕地ハ「カヤオ」港ノ北方三百三十七浬ヲ距ツル「エテン」港ノ東北鉄路約三十四基米突ノ地ニ在リ秘露國ノ名族「パルド」兄弟ノ合資タル「ツマン」農業会社ノ所有ニ属シ「チクラヨ」原野最大ノ甘蔗耕地ニシテ南方「サカニヤ」原野ニ於ケル富豪「アスピアガ」家所有ノ「カヤルチー」耕地ト対峙シ秘露北方ニ於ケル最モ有望ナル耕地ニシテ経済界ノ信用確実ナリ

耕地ヲ大別シテ「ツマン」及「カルーペ」ノ二区トシ總面積千六百「ファネガダ」(「ファネガダ」ハ凡我三町歩ニ相当ス)内蔗園七百五十「ファネガダ」及牧場五十「ファネガダ」ニシテ其他ハ灌漑不充分ノ為メ目下未耕ノ状態ニアリ、昨年五月二十五万「ソル」ヲ投シテ竣工セル製糖所ハ「クラッシャー」附九軒子ノ最新式器械ヲ以テ一ヶ年約三十万「キンタール」(「キンタール」ハ百二十目ニテ百斤ニ相当ス)ノ赤砂糖ヲ製造シ主トシテ智利及英國ニ輸出シ又副産物タル「アルコール」亦六万「ギャロン」ニ上リ国内及「ボリビア」地方ノ需要ニ応ズ

南緯六度ニ位スルヲ以テ気温ハ里馬附近ニ比シ遙ニ高熱ナリ然レドモ毎日午前十一時頃ヨリ海岸ノ冷風吹キ来ルト負

較的樹木ノ繁茂セルトハ自然暑氣ヲ緩和スルニ力アリ且ツ山嶽海岸ヨリ遠ク然モ高峰ノ稀ナルヲ以テ山嶽地方ヨリ雨氣ヲ持チ來シ十二月及一月ノ頃ニハ時々降雨アリ、時ニ三時間ニ亘ル大雨ヲ見ルコトアリト云フ、一年ノ最暑期ハ二月ヨリ三月迄最冷期ハ七、八、九月ノ三ヶ月トス

病院ハ稍々旧時ノ建造ニ属ストモ面積九百平方米、診察室、外科室及薬局アリ、優ニ十六名ノ患者ヲ収容スルコトヲ得、専属医師、看護人、薬局員及小使等各一名アリ特殊ノ疾病ト認ムベキモノナケレトモ当國ノ風土病タル「テルシアナ」ト称スル間歇熱アリ

總支配人以下役員悉ク秘露人ニシテ總支配人ハ年齢未ダ三十二ノ青年ナレトモ曩ニ歐米及東洋ヲ巡歷シ布畦ニ於テ製糖業ヲ実修セル相当新智識ニ富メル人物ナリ
目下使用労働者ノ數約七百人内「セラーノ」族（山嶽地方ノ土人）三百五十人、「モンセフ」族（附近原野ノ土人）三百人ヲ主トシ別ニ支那人及黒人各十名本邦人十三名ヲ算ス
野外労働者ハ殆ンド總テ「タニア」制度ニシテ一人ノ取得一日平均一「ソル」トス其分量ハ附近耕地ニ比シ稍輕量ニ

ニ比シ幾分ノ進歩ヲ認ム

飲用水ニ閑スル特別ノ設備ナク小川ヨリ汲取ルヲ常トシ一見黃色ノ濁水ナレトモ少許ニシテ泥土沈澱シ清水トナル、
水質ハ「リマ」附近ノ耕地ニ比シ寧ロ良好ナリトノ評アリ
一、「ラ、リベルタッド」州「ツルヒーヨ」郡「サンタ、カタリーナ」原野所在「ラレード」甘蔗耕地所有主「イグナシオ、チヨピテア」ニ九ヶ月間ニ夫婦移民五十組ヲ供給スペキ客年十一月二十九日附契約
本契約ハ前頭森岡対「パラモンガ」農事会社間ノ契約ニ比較スルニ

第一条ニ於テ九ヶ月間ニ男女百名ヲ供給スルコトトシ猶ホ本契約書ノ末段ニ於テ右百名トハ夫婦移民五十組即チ男女各五十名ヲ意味スル旨並ニ夫婦移民ニシテ都合上児女ヲ携帶スル場合ニ於テハ其数二人ヲ超ユベカラザル旨ヲ夫々別項ヲ以テ追加規定セリ

第二条ニ於テ年齢制限、身体ノ健全及品行方正等ノ諸条件ヲ特ニ男子ニ制限セリ

第九条ニ於テ到着港ヲ「サラベリー」港トセル外全然同様ナリ

シテ疾キハ五時間遅キモ七時間ヲ以テ之ヲ完了ストイフ工場ニ於ケル労働ハ普通時間制度ニシテ最低一「ソル」以上、性質ニヨリ二「ソル」五十仙迄ヲ收取ス

本邦労働者ハ三十八年中森岡移民ノ解約後一時其跡ヲ断タルモ其後他耕地ノ旧移民転来スルモノアリテ現今ニ於テハ十三名ヲ算ス一名ノ工場内ニテ火夫ヲナセルモノ、外ハ悉ク野外労働ニ從事シ一日一「ソル」（時間外労働ヲナシ漸ク一「ソル」二十仙ニ達ス）ヲ收取ス、彼等ノ多クハ既ニ土人化シ飲酒又ハ賭博ニ耽リ本邦移民ノ特徴タル勤勉貯蓄ノ美風ヲ失ヒ耕地側ノ信用良好ナラズ
物価ハ總ジテ南方耕地ニ比シ幾分低廉ニシテ殊ニ米ハ此地方ノ主要ナル農産物ナルヲ以テ廉価ナリ、生活費ハ普通一ヶ月十「ソル」ヲ以テ支弁シ得ベシ
今回契約ニ係ル移民中独身男子百名ハ甘蔗ノ刈込又ハ積載ニ使用セラレ「ツマン」本部ニ其住屋ヲ新築スベク又夫婦移民五十家族ハ耕地内ノ三村落ニ住居ヲ新造シ各家族ニ一家ヲ供与セラレ主トシテ甘蔗ノ耕作ニ從事セシムル予定ニシテ其成績如何ニヨリテハ将来布畦ニ於ケル受委ノ方法ヲ採用スル意見ナリトイフ右家屋ノ規模及設備等ハ南方耕地

本耕地ハ「ラレード」農事会社ト称シ當國上院議員「ホセ、イグナシオ、チヨピテア」ノ所有ニ属シ經濟上ノ信用確實ナリ
「サラベリー」港（「カヤオ」港ノ北方二百八十八哩）ノ東方鐵路約二十四基米突ノ地ニ在リ、蔗園ノ面積一千「ファンガダ」外ニ牧場百「ファンガダ」、未耕地四百「ファンガダ」ヲ有シ「クラッシャー」附六転子ノ圧搾機ヲ以テ白及赤砂糖年額三十万「キンタル」ヲ製シ白砂糖ハ内地及「ボリビア」國ニ於テ消費セラレ赤砂糖ハ主トシテ智利及英國ニ向テ輸出セラル、又「アルコール」產額ハ約十万「ギャロン」ニシテ内地及「ボリビア」方面ノ需要ニ応ズ、然シテ目下新造中ノ製造所ハ本年三四月頃落成ノ予定ニシテ「クラッシャー」附十五転子ノ圧搾機ハ既ニ据付終レリ、之カ運転ノ曉ニハ五万「キンタル」以上ノ増額ヲ得ル見込ナリト云フ
氣候ハ里馬附近ニ比シ遙カニ高温ニシテ二、三、四ノ三月最モ甚シク日蔭ニ於テモ摂氏三十五六度ニ上ルコトアルモ夜間ハ十六、七度ニ下リ、七、八、九ノ三月ハ最モ好季節ニシテ昼間二十四五度夜間十三度ヲ常トス、且シ湿氣少ナ

クマ子ノ棲息又比較的僅少ナリ、土人ノ家屋ハ旧時ノ建造

ニ係リ衛生状態ハ可良ト称スルヲ得ズ、飲料水ハ井戸ヨリ

トルモノト川水ヲトルモノトノ二種アリ水質共ニ不可ナラ

ズ、疾病ハ他耕地ト同様間歇熱ヲ第一トシ脚氣及赤痢病之

ニ次グ、昨秋ペスト病発生シ本年一月末迄患者二十五名死

者十三名ヲ出シタルモ極力防疫ニ從事シタル為メ目下發生

ノ虞ナシト云フ

爾来耕主ニ於テモ耕地ニ於ケル一般衛生ヲ顧慮シ各種ノ改善ヲ計リツツアリ

病院ハ建築古ク設備不完全ナレトモ薬局及手術室アリ、男三十名女十五名ヲ収容スルコトヲ得、西班牙人ノ医師、土人ノ薬局員、小使各一名之ニ専属ス

由來本耕地ハ森岡ノ手ヲ經テ明治三十九年十一月中男女百一名次テ四十一年十二月中広島県男女八十三名ノ入耕ヲ見タルモ移民ノ撰択宜シカラズ体格不良ニシテ純農ト認ムベキモノ僅少ニシテ中ニ八年少ノ学生上リヲ混入シ居リタルト一方耕地支配人及監督其人ヲ得ザルニ加ヘ労働分量過重ニシテ且ツ多數ノ病者ヲ出シタル為メ頓ニ移民ノ元気ヲ沮喪セシメ期間満了後ハ漸次退耕シ今日ニ於テハ一名ノ残留

組合ヘ九ヶ月間ニ男子移民五十名ヲ供給スベキ客年十一月二十五日附契約

本契約ハ前頭森岡対「バラモンガ」農事会社間ノ契約ニ比スルニ

第一条ニ於テ九ヶ月間ニ男子五十名ヲ供給スルコト並ニ第九条ニ於テ到着港ヲ「サラベリー」港トシ最後ニ夫婦移民ノ渡航スル場合ニ於テ携帯スル児女ノ数ヲ二名ニ制限セラルベキコトヲ追加規定セルノ外何等ノ相違ヲ認メズ

本契約書ハ從来森岡ニ於テ慣用セル書式ヲ使用セルノ結果第一条ニ於テ特ニ「女子」ノ文字ヲ刪除セルニ闊ラズ女子ノ労働義務ニ關シ規定セル第七条ヲ其儘トシ更ニ夫婦渡航ノ際ニ於ケル携帶児ノ数ヲ制限セル條項ヲ追加セル為メ夫ニ同伴セル妻ハ果シテ契約移民ト認メラレ本契約書ノ各項ヲ適用セラルベキモノナリヤ其意義ノ明白ヲ欠クヲ以テ右一応耕主ニ對シ交渉ヲ遂グベキ旨下命シ置キタルニ別紙添付ノ願書ヲ提出シ目下当事者不在ノ故ヲ以テ右解決ヲ俟タズシテ証認アリ度旨願出タリ

本耕地ハ「サラベリー」港ノ北方鉄路四十九「キロ」ノ地ニアリ「ラルコ、エレラ」兄弟ノ所有ニ屬シ投資額十万磅、

一四 「ベル」 移民雑纂(一) 三一八

者ナク第一次及第二次共全ク失敗ニ終リタリ

現今使用ノ労働者数ハ約一千人ニシテ「セラーノ」族六百

人海岸地方ノ土人四百人ナリトス、本耕地ハ地勢上山地ニ

接近セルガ為メ土人労働者ノ供給比較的容易ニシテ從テ労

働分量ハ重キ傾向アレトモ「タレア」ハ大抵午後三時迄即チ八時間ヲ以テ終了スト云フ、土人ノ給料ハ食料附九十仙

(食料ノ価額約二十仙)ヲ平均トス

甘蔗刈ハ重量制度ニシテ車台ニ積込ム迄ノ労働ヲ含ミ生蔗一屯ニ付六十仙、燒蔗一屯ニ付四十仙ヲ給セラル

今般契約ニ係ル男女百名ノ移民ハ先ダ甘蔗刈込及積載ノ労働ニ使用セラル、予定ニシテ漸次適當ナルモノヲ撰ビテ工場ニ使用スル見込ナリトイフ、住居ハ一般土人部落ヨリ隔

絶セル地ニ新築スベク其構造及設備他耕地ニ比シ何等遜色ナキノミナラズ特ニ衛生上ノ注意ヲ払フベキ趣ナリ

物価ハ「ツマン」耕地ニ比スレバ幾分高価ノ傾アレドモ南方耕地ニ比シ殆ンド同様ナリ、一人一ヶ月約十一円、夫婦ナレバ二人十七八円ヲ以テ支弁シ得ベシ

一、「ラ、リベルタッド」州「ヅルヒーヨ」郡「チカマ」原野所在「チクリン」耕地所有主「ラルコ、エレラ」兄弟

経済上ノ基礎鞏固ナリ

総面積三千百「ファネガダ」内蔗園七百二十五「ファネガダ」ヲ有シ專ラ甘蔗ノ耕作ニ從事シ収穫及製糖ハ兄「ヴィクトル、ラルコ、エルレラ」所有ノ「チキトイ」耕地ニ依頼シ居レリ、砂糖二十八万三千「キントール」及「アルコール」四万五千「ガロン」ヲ製出シ之ヲ「チキトイ」耕地ニ依ト折半ス、労働者ノ数約五百人悉ク「セラーノ」族ヲ使用者、一切周旋業者ノ手ヲ経ズシテ耕主直接労働者ノ雇入ニ当ル、労働ノ種類ハ悉ク耕作ニシテ「タレア」制度ナリ、給料ハ六十仙ヲ平均トシ三十仙ニ相当スル食事ヲ供シ且ツ一「タレア」ニ付十仙宛ノ賞与ヲ給スルヲ以テ實際ノ收得ハ約一「ソル」ニ該当ス

右賞与金ノ半額五仙ハ積立金トシテ保管シ労働者ノ貯蓄心ヲ養成スルノ方法ヲ執レリ

「タレア」ハ八時間ヲ標準トスレドモ大抵其以前ニ之ヲ完了スルヲ普通トス、概シテ「ラレド」耕地ニ比シ其分量軽シトノ評アリ、附屬耕地タル「サラマンカ」耕地ニハ四人ノ本邦人労働者アリテ耕作ニ從事シ食事附九十仙ノ賃銀ヲ受ケ居レリ

衛生設備ノ完全セルコト秘露第一ノ称アリ労働者ニ対スル
新築家屋ノ如キ内容外觀共ニ模範的ニシテ他耕地ニ於テハ
到底見ルベカラザルモノトス、殊ニ寝台ノ如キ鐵製ノモノ
ヲ供与シ居レリ、飲用水ハ銹管ヲ以テ井水ヲ引キ共用栓ヲ
各所ニ設ケ一般労働者ニ供給ス

病院ハ其規模稍々狹少ナレトモ手術室及薬局ヲ具備シ患者
二十名ヲ収容シ医師、薬局員、看護人等附属セラル、又宏
壯ナル「コンクリート」造ノ水浴場アリ、労働者ノ浴槽ハ
約幅五間長サ十間ノ大サアリ、設備ノ完全ナル、耕地トシ
テハ寧ロ贊沢ノ観アル位ナリ

又運動場アリ日曜日ニハ開放シテ移民ノ娯楽用ニ供ス
氣候ハ「ラレド」耕地ト大差ナク午後ヨリ海岸ノ冷氣ヲ受
クルヲ常トス間歇熱ノ外特種ノ疾病ナシ

物価ハ「ラレド」耕地ト同様ニシテ一ヶ月ノ生活費ハ約

十一円ヲ以テ足ルベシ

一、「ラ、リベルタッド」州「ツルヒヨ」郡「チカマ」
原野所在「カサ、グランデ」及附属耕地所有主「カサ、グ
ランデ」製糖会社ヘ九ヶ月間ニ男子移民五十名ヲ供給スペ
キ客年十一月二十六日附契約

本契約ハ之ヲ前頭森岡対「パラモンガ」農事会社間ノ契約
ニ比較シ相違ノ条項ヲ指摘スルニ
第一条ニ於テ九ヶ月間ニ男子五十名ヲ供給スルコト、シ第
九条ニ於テ到着港ヲ「サラベリー」港トシ猶ホ追加条項ト
シテ夫婦移民ハ児女ノ数二名ヲ超エザル限り携帶渡航シ得
ルコトヲ規定セリ

然シテ本契約ニ於テモ前頭「チクリン」耕地トノ契約ト同
様夫婦移民ノ入耕スル場合ニ於テ其妻ヲ夫ト同様契約移民
ト認メ之ニ本契約ノ中女子ニ対スル規定ヲ適用スベキカノ
点ニ関シ稍々明瞭ヲ欠クヲ以テ耕主ニ対スル交渉方ヲ森岡
ニ下命スルトコロアリシモ当事者不在ノ理由ニヨリ右交渉
ノ結果ヲ俟タズシテ証認ノ義ヲ願出タリ

本耕地ハ「サラベリー」港ヲ去ル北方鉄路六十三基米突ノ
地ニアリ表面「カサ、グランデ」製糖会社ノ經營スルトコ
ロナレトモ事實上南米ニ於ケル有力ナル独乙ノ資本家「ギ
ルデマイステル」一家ノ所有ニ属シ秘密ニ於ケル大耕地ノ
一ナリ、資本金獨賃八百万瑪、蔗園三千五百「ファネガ
ダ」、牧場二百「ファネガダ」ヲ有ス

「カサ、グランデ」本部及附属耕地「サウサル」ニハ各製

テ普通一ヶ月十二「ソル」ノ生活費ヲ要スベシ

労働者ノ数二千五百人ヲ算シ野外労働者ハ總ジテ「タレア」
制度ニシテ七八時間ヲ標準トス、一日ノ取得七八十仙、之
ニ食事約二十仙ヲ供スルヲ以テ九十仙又ハ一「ソル」ヲ以
テ普通トス

工場内労働ハ多ク時間制度トシ仕事ノ性質ニヨリ給料ニ差
等アリ、一日十二時間ノ労働ニテ八、九十仙ヨリ二「ソル」
五十仙迄ヲ收得ス

由來本耕地ハ賃銀低廉ナルニ反シ労働分量比較的苛重ナリ
ニ於テ三十二度屋外三十七、八度ニ上リ冬期ニ於テハ最低
温度十五度ニシテ湿氣少ク又午後ヨリハ海岸ヨリノ冷風來
ルヲ常トス労働者部落ハ衛生状態良好ニシテ間歇熱ノ外特
種ノ風土病存在セズ

目下使用ノ病院ハ規模狭少ナレトモ患者三十名ニ対スル一
般ノ設備ヲ具有シ独乙人医師ノ下ニ薬局員一名、看護人二
名、小使一名アリ、来ル七月始ヲ以テ新造セントスル病院
ハ優ニ患者八十名ヲ収容スペク万般ノ設備遺憾ナキヲ期ス
ル趣ナリ

物価ハ「ラレド」及「チクリン」ニ比シ約一割方高価ニシ

猶ホ前記四耕地ノ状況ハ曩ニ同方面ヲ視察シ来レル春日
締結スルノ意思アリト云フ

一四 「ペル」 移民雑纂 (一) 三一九

四七四

通訳生ノ口頭復命ノ大要ニ有之委細ハ不日同通訳生ヨリ提出スベキ復命書ニヨリ御悉承相成度候

冀望ニ不堪候

既記ノ通り「ツウマン」及「ラード」ノ両耕地ハ本邦移民ノ入耕ヲ試ミタルモ全然失敗ニ帰シタル苦キ経験ヲ有シ本邦移民ノ声価ニ対シ幾分ノ危懼ヲ有セルモノ、如ク又「カサグランデ」及「チクリン」両耕地ニアリテハ本邦移民ノ入耕契約ハ今回ヲ以テ嚆矢トナシ今後成績ノ如何ニヨリテハ引続キ契約締結ノ意向ヲ有スルモノノ如ク附近ノ大耕地ニ於テモ内々多大ノ興味ヲ以テ右移民ノ成績ヲ観測シ居ルノ状況ナルヲ以テ今回ノ移民ニシテ依然從来ノ悪成績ヲ繰返スニ於テハ今後信用ヲ回復スルノ機会ハ容易ニ到来セザルベク是等有力ナル北方耕地ニ対シ入耕ノ望絕ユルノ

處有之候次第ニ付移民取扱人ニ於テモ此形勢ニ留意シ一々

移民各個ニ就キ嚴重ニ其資格ヲ検定シ誠意模範的移民ノ募集ニ努ムルノ必要有之、義ニ本年一月二十八日付機密第三号拙信ヲ以テ縷々具申ノ次第モ有之候ヘ共是等ノ四耕地ハ孰レモ将来移民ノ入耕地トシテ有望ナル耕地ト相認メ候ニ付此際森岡ニ対シ右状況厳達ノ上本日ヲ以テ前記契約四通ノ証認ヲ取計置候次第ニ候ヘバ本契約御許可ノ場合ニ於テ

右及報告候 敬具
註 別紙省略

三一九 三月二十三日

坂田通商局長ヨリ
安樂警視監宛

「ペル」国「パラモンガ」耕地等行契約移

民承認通知ニ閲スル件

通送第一三七一號

大正三年三月四日付進第二三九号ノ二、進第二四三号ノ二、

進第二四四号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国行契約移民ニ閲スル

書面契約承認願ニ対シ別紙ノ通夫々證議相成候ニ付右申請

者ニ御交付相成度候尚ホ秘露国行契約移民ニ付テハ専ラ耕

地労働ニ從事スヘキ純粹ノ農業者ヲ選択スルヲ必要条件ト

致シ居リ渡航後忽チ耕地ヲ去シテ都市生活ヲ希望スルモノ

ハ絶対ニ除斥セザルベカラサル事情有之從來屢次同取扱人

ニ示達シタル所アルモ尚充分実効ヲ奏スルニ至ラズ依然耕

地逃亡者頻出スル趣同地帝国領事ヨリ報告ノ次第有之斯カ

ル際ニ今回新ニ各耕地ヲ合シテ六百五十名ノ多数取扱ヲ承

認シタルニ付テハ其選択上ニ一層注意ヲ要スヘキハ勿論若

シ其結果不成績ナル時ハ同取扱人ノ秘露国行移民ノ取扱ニ

将来嚴重ナル処置ヲ執ルノ止ムナキニ至ルベクト存候ニ付

其旨同取扱人ニ御嚴達相成度此段併セテ申進候也

追テ同取扱人ヨリ本文移民ノ募集地方名書ヲ徵シ至急御送付相成度此段申添候也

註 別紙指令書省略

三一〇 三月二十三日

坂田通商局長ヨリ
宮城県外十県知事各宛

「ペル」国「パラモンガ」耕地等行移民ハ

一四 「ペル」 移民雑纂 (一) 三一〇 三一一

三二一 四月十五日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

四七五

一四 「ベル」 移民雑纂(一) 三二四

通送第三六一三号

今般森岡移民合名会社ノ出願ニヨリ秘露國北方海岸ニ在ル

四耕地ニ雇入レラル、移民募集取扱方ヲ承認致シ候處其中

「ツマン」及「ラレード」両耕地ニハ往年本邦移民ノ入耕

ヲ試ミ全然失敗ニ終リ雇主ニ於テモ幾分ノ危懼ヲ有シ居リ

又「チクリン」及「カサグランデ」両耕地ニハ今回初メテ

本邦移民ヲ入耕セシムルコト、テ其成績ノ如何ハ試験的ノ

モノニテ若シ結果良好ナルトキハ雇主ハ引続キ契約締結ノ

意向ヲ有スルモノ、如ク附近ノ大耕地ニテモ私カニ一種ノ

興味ヲ以テ本移民ノ成績ヲ観測シ居ルノ状況ナルヲ以テ今

回ノ移民ニシテ依然從來ノ如キ不結果ヲ齎スニ於テハ其信

用ヲ失墜シ容易ニ回復ノ機会ナカルベクスケタハ是等有望

ナル北方耕地ニ入耕ノ望ミ絶ユルノ虞可有之ニヨリ移民取

扱人ニ於テモ此事態ニ留意シ本移民募集ノ際移民個々ニ就

キ其資格ヲ厳査シ情実ニ流レズ誠意模範的移民ヲ供給スル

コトニ努ムルヲ要スル旨特ニ在里馬帝國領事ヨリ報告ノ次

第有之候ニ付其旨同移民取扱人ニ御示達相成尚右御示達ノ

趣該移民募集地々方長官へ御通報相成度此段申進候也

御認可相成度依命此段申進候也

追テ本契約移民手数料トシテ十五歳以上一人二十五円拾

式歳以上十五歳未満一人十円十二歳以下無手数料トシテ

御認可相成候ハ本件自由移民トハ關係無之候ニ付其儘御

差置相成差支無之候

三二五 六月十七日

在里馬
加藤外務大臣宛

森岡及東洋ノ両移民会社取扱移民到着ニ付報

告ノ件

公第一三三号 大正三年六月十七日

在里馬

領事 森 安三郎(印)

外務大臣男爵加藤高明殿

移民取扱人森岡移民合名会社取扱第三十回移民男女貳百六

拾三名外ニ携帶児拾名並ニ東洋移民合資会社取扱男女二十

九名本月九日カヤオ港着靜洋丸ニテ到着別表ノ通り夫々カ

ニエテ耕地、サンニコラス耕地、パラモング耕地、サン・ア

グスチン耕地及イソラ、ブライス組合耕地ニ輸送セラレ候

一四 「ベル」 移民雑纂(一) 三二五

四七八

三二四 六月十七日

松井外務次官ヨリ
北海道長官、警視総監、各府県知事宛

契約移民ノ同伴スル未成年兒取扱ニ關スル件

通送第三九九五号

北海道厅長官 警視総監

各府県知事(東京府ヲ除ク)

今般移民取扱人森岡移民合名会社ガ秘露國「ツマン」及「カルーペ」耕地行移民ノ供給ヲ雇主ト契約スルニ方リ其

契約条項中ニ男移民ハ年齢二十歳以上四十五歳以下ナルヲ要ス又夫婦移民ハ未成年兒ノ數二名ヲ超過セサル限リハ之

レヲ携帶スルコトヲ得ト取定メアリ然ルニ右未成年兒ニ対スル渡航許可取扱方ニ関シ各地方庁ニ於ケル取扱方一定セ

サル趣ニ有之候處該契約移民ノ帶同スル未成年兒ハ移民保護法第十三条ニ依ル労働契約ニ因リ渡航スルモノニ非サル

ガ故ニ自由移民トシテ取扱フベキモノナルモ渡航者ノ志望ニ依リテハ移民取扱人ヲシテ渡航手続等ノ周旋ヲナサシメ

移民取扱人ノ取扱ニ依ル自由移民トシテ御處理相成度尙ホ本自由移民ニ對スル移民保護法第十四条ニ依ル手数料ハ五

歳以上二十歳未満一人ニッキ金十円五歳未満無手数料ニテ歳以上二十歳未満一人ニッキ金十円五歳未満無手数料ニテ

		耕地名		右及報告候 敬具	
		耕 地	名	上陸地	(別紙)
		耕 地	名	上陸地	森岡移民合名会社取扱移民配置表
合計		カニエテ耕	上陸地	大正三年六月九日カヤオ港着	
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		ラス耕地	上陸地		
合計		サン・アング	上陸地		
合計		カニエテ耕	上陸地		
合計</td					

一四 「ペル」 移民雑纂(一) 三二六

東洋移民合資会社取扱移民配置表

大正三年六月九日カヤオ港着

耕地名	上陸地	県名	男	女	計
イソラ・プラ イス組合耕地	カヤオ港	沖縄県 広島県	一〇 一四	五 一九	一九
	合計		二四	一〇	三二九
			五	一〇	
			二九	一〇	

三二六 六月十八日

加藤外務大臣ヨリ
森領事宛

「ペル」北方四耕地行移民ノ書面契約案承

認通知二関スル件

会送第一七号

今般森岡移民合名会社ヨリ秘露國「ツマン」及「カルーペ」
耕地「ラレード」耕地「チクリン」耕地及「カサグランデ」
耕地行移民取扱ニ関スル書面契約案承認ノ義出願致シ候処
右原契約ハ既ニ貴官ニ於テ証認ノ上本年三月十四日付公第
十号ヲ以テ報告相成居リ差支ナキモノト認メ客月二十八日
付ヲ以テ貴官ヨリ御申越ノ模範的移民ヲ募集スベキ様嚴達
シ夫々承認ヲ与ヘ候而テ「チクリン」耕地及「カサグラン

四八〇

デ」耕地行移民供給契約ニ於テ夫ニ同伴スル妻ハ果シテ契
約移民ト認メラレ契約書ノ各項ヲ適用セラルルヤ否ヤ其意
義明白ナラザル趣ニ付斯クテハ當省ニテ妻同伴移民ノ募集
ヲ許可シ若シ耕主トノ交渉ニ妻ヲ契約移民トスルコトヲ承
認セラレサル等ノコトアラバ応募移民ニ甚ダシキ迷惑ヲ感
セシムベキニヨリ右両耕地行移民ハ男労働者ニ限ルトシテ
定数ノ承認ヲ与ヘ置候ニ付右ニ御了知相成度次ニ夫婦移民
同行スル未成年兒ニ対スル渡航許可取扱方ニ關シ別紙写
ノ通り各府県知事ヘ通牒致候ニ付為御参考右写及御送付候
尚ホ移民運送船ガ「カリヤオ」港ニ到着シ同港ヨリ耕地上陸
港ニ航行スル他船ニ移民ヲ移乗スル場合ノ船貨額ノ義ニ關
シ東洋汽船株式会社ヨリ森岡移民合資会社ニ送リタル回答
書写差進候該船貨額ニ付テハ其当否当省ニテハ判定致シ難
ク今回取扱ノ移民ニ付テハ之レニヨリテ旅費ヲ計出スルコ
トヲ認メ置キ候尤モ旅費計算ハ見積ナルニヨリ移民渡航後
在秘業務代理人ニ於テ清算ヲナスベキ筈ニ付右ニ対シ相当
御監督相成度此段申進候也

註 前掲三二四文書

(附屬書)
森岡移民合名会社取扱秘露移民統計略表(甲乃至戊)
自明治三十二年四月至大正三年四月

(甲) 県別表

男

女

計

森岡移民合名会社取扱秘露移民統計略表(甲乃至戊)
自明治三十二年四月至大正三年四月

(甲) 県別表

男

女

計

外務大臣男爵 加藤高明殿
從來森岡移民合名会社取扱移民ニ関スル何等統計的記録無
之不便ヲ感ジ居リ候ニ付過般同社當地支社ニ命ジ同社取扱
初航海以来ノ当地移民ニ関スル統計表調製致サセ置候処此
程出来届出候得共右ハ極メテ浩瀚ニ付更ニ之ガ摘要タル別
紙略表調製致シ御参考迄ニ及進達候尤モ右ハ當館ノ命ニ依
リ今回初メテ十數年来ノ帳簿ヲ整理シ調製シタルモノニテ
誤謬不尠殊ニ移民耕地現在數ノ如キ當館最近調査ト著シキ
相違有之候得共今後漸次訂正セシメ追々完全ナルモノト為
サシメ候心得ニ候此段別紙相添申進候 敬具

(丙) 畿海別表

一四 「ペルー」移民雜纂（一）三二七

四八四

オサアアモチカナトヴワサチラワアツサルパカボ
 プウパエ
 トシレルケユレラマイシクロシングンヤ
 エンテ
 ラホキグカランチタスハリンマ
 アマ
 バグラテクレバスマシル
 ピエド
 ンセニアグリソラニヒバ
 ル
 テ
 ダパイアアルリスバラロドノントコスイカラ
 ド
 パヤ

社ヨリ渡航費増額方申出候趣ヲ以テ右ニ闕シ当地ニ於ケル
実情調査方客年十一月二十九日附通送第九四号貴^詮信ヲ以テ
御申越相成致敬承候

マヤ	ノアグスチノ	考	計	七七五六	五九
四八				七四〇	一
五六				一七	一
七六七				一	一
一				一	一

マヤ	ノアグスチノ	考	計	七七五六	五九
四八				七四〇	一
五六				一七	一
七六七				一	一
一				一	一

二 東洋移民合資会社扱關係

八
三月六日
牧野外務大臣宛

牧野外務大臣宛

社間ノ差違ニ關シ調査報告ノ件

大正三年三月六日

在里馬
領事 森 安三郎(印)

二十一

外務大臣與屬
外務大臣與屬

当國へ渡航ノ本邦移民渡航費用ニ関シ從來東洋移民合資會社ト森岡移民合名會社トノ間ニ差額有之又今回森岡合名會

一四 「ペル」 移民雜纂(1) 三一八